

多摩市文化芸術振興計画
(令和 7 年度～令和 16 年度)

骨子案たたき台

令和 6 年◎月

多摩市

■序文（市長挨拶）

目 次（案）

1	計画策定にあたって	5
（1）	計画の策定の背景と目的	5
（2）	策定の経緯	5
（3）	計画の特徴	6
（4）	文化芸術に関する社会の情勢	7
1）	国の動向	7
2）	都の動向	7
3）	本市の動向	8
4）	SDGs	8
（5）	計画の位置付け	9
（6）	計画期間	9
（7）	計画における文化芸術の範囲	10
（8）	子ども・若者への重点的な取り組み	10
2	本市の現状と課題	11
（1）	基礎データ（人口推移、文化芸術関連就業者人数など）	11
1）	人口の推移	11
2）	文化芸術関連就業者人数の推移	11
（2）	文化資源等分布図（文化施設、文化財、パブリックアート、風景など）	11
（3）	アンケート	12
1）	文化芸術に関するアンケート調査（15歳以上対象）	12
2）	高校生ヒアリング	12
（4）	団体ヒアリング	12
（5）	現状と課題から見える計画の方向性	13
3	市のめざす姿	17
（1）	多摩市文化芸術ビジョンの目指す姿について	17
（2）	多摩市文化芸術ビジョンの具体的なイメージについて	17
1）	親しみ楽しむ	17
2）	触れる	17
3）	つながり交流する	18
4）	機会がある	19
（3）	計画の全体像	19
（4）	参考指標	20
4	施策と取組	21
	施策 A 文化芸術を親しみ楽しむ機会の創出	21
5	計画の推進に向けて	30
（1）	推進体制	30
（2）	市および多摩市文化振興財団の役割	30
	資料編	31
	資料 1 計画策定経過	31
	資料 2 多摩市文化芸術振興計画有識者会議	31

資料 3	多摩市文化芸術振興計画策定委員会	31
資料 4	市民アンケート結果	32
資料 5	文化芸術団体ヒアリング結果	41
資料 6	施策別事業一覧	41
資料 7	多摩市みんなの文化芸術条例	41
資料 8	文化芸術基本法	41
資料 9	関連計画等一覧	41

1 計画策定にあたって

(1) 計画の策定の背景と目的

私たちは、文化芸術を通じて生きがいや喜びを共有し、人々が自由に生き生きとした生活を送ることが出来る住みやすい街を目指し、令和3年に「多摩市みんなの文化芸術条例」（以下、「条例」という）を制定しました。

文化芸術は、私たちの心に潤いと安らぎをもたらしてくれます。創造する力を育て、豊かな個性と自己肯定感を育む力を持っています。次代を担う子どもたちの成長に大きく寄与します。文化芸術に触れることで、感性を豊かにし、共感する心、そして他者を理解する力を養うことができます。また、文化芸術を通じて、地域を越えて人々のつながりを築くこともできます。

このように、文化芸術は、私たちの生活や子どもたちの成長に欠かせないものであり、私たちの住む街の活力となるものです。（条例前文より）

また、多摩市には文化芸術振興の拠点である多摩市立複合文化施設のほか、2つ公民館、11のコミュニティセンターなどが設置されており、それらの場所では、文化芸術に触れる事業が多く実施されており、そして市民が活動できる環境が整備され、様々な市民や市民団体が活動しています。このほか、多摩市には文化財やパブリックアート等、数多くの文化資源が存在しています。また、本市の特徴である、豊富に設置されている公園や日本一長い遊歩道の一部において、文化芸術に関する野外イベントが開催されています。

こうした本市の文化的な特徴を活かしつつ、文化芸術を通して、性別、国籍、職業、障害の有無、経済状況等に係わらず、乳幼児から高齢者までのあらゆる人々のつながりを生み出し、多摩市に暮らし、多摩市に集う全ての人々が、人生のそれぞれのステージを心豊かに過ごせる街の実現を目指します。

目指す街の実現とともに、近年の社会や環境の急激な変化に柔軟に対応するために、中長期的な視点に基づき、文化芸術の振興に関する施策を推進するための計画を策定します。

(2) 策定の経緯

多摩市立複合文化施設（パルテノン多摩）が開館から30年余りが経過し、施設の老朽化が進んだことで、令和2年から令和3年にかけて大規模改修を行いました。

多摩市立複合文化施設の大規模改修を進めるにあたり、その活用方針を検討する多摩市立複合文化施設管理運営計画策定委員会から、「文化振興のための条例が必要」との提言を受けまし

た。この提言を踏まえ、令和３年９月に市民や文化芸術に関わっている人たちと共に、文化や芸術をみんなで振興していくための条例を制定し、令和４年４月から施行しました。

条例に基づき、計画的に文化芸術を振興していくため、計画の策定に着手することとし、令和４年度から、市民委員が中心となって、文化芸術を通して実現したい街の姿を表現した多摩市文化芸術ビジョン（案）が検討され、令和５年７月に報告を受けました。その後、多摩市文化芸術ビジョンを実現するための具体的な施策を定めた多摩市文化芸術振興計画を策定しました。

（３）計画の特徴

文化芸術に関心のある市民や次代の表現活動の担い手を増やしていくために、乳幼児期から日常的に文化芸術に触れ、文化芸術に対する理解を深め、豊かな人間性を育むことができるよう、文化芸術活動に参加・鑑賞・体験する権利の保障に努めていきます。また、乳幼児期から児童期、青年期における子どもたち、そして次代を担う若者が、文化芸術に関わりながら暮らしていけるよう、市民と協力し、取組を推進していきます。

(4) 文化芸術に関する社会の情勢

1) 国の動向

①文化芸術基本法の改正

平成 29 (2017) 年 6 月に、「文化芸術振興基本法」を「文化芸術基本法」に改正し、翌年 3 月に「第一次文化芸術推進基本計画 (第 1 期)」を策定しました。令和 5 (2023) 年 3 月には、令和 5 (2023) 年度から令和 9 (2027) 年度を計画期間とする、「文化芸術推進基本計画 (第 2 期)」を策定しました。第 2 期基本計画の重点取組として、ポストコロナの文化芸術活動の推進、次代を担う子どもたちの育成、多様性を尊重した文化芸術の振興などが掲げられています。

②障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成 30 (2018) 年 6 月には、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的として、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律 (平成 30 年法律第 47 号)」が施行されました。令和 5 (2023) 年 3 月には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画 (第 2 期)」を策定し、鑑賞・創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、相談体制の整備など 11 の施策が掲げられています。

③博物館法の改正

令和 4 (2022) 年 4 月には、「博物館法」が改正され、制定時からの基本的な使命である資料収集・保管、展示・教育、調査・研究に加え、「文化芸術基本法」に基づくことも定めています。また、幅広い文化芸術活動をはじめ、福祉、国際交流、観光などの関連団体、関係者とつながりながら、地域活力の向上を図ることを示しています。

④文化芸術観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律

令和 2 (2020) 年 5 月に文化の振興を観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興に再投資される好循環を創出することを目的に、「文化芸術観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」(「文化観光推進法」) が施行され、地域の文化施設の機能強化を図ることとしています。

2) 都の動向

東京都は、令和 4 (2022) 年 3 月に、「東京文化戦略 2030 (令和 4 年度～令和 12 年度)」を策定しました。2040 年代における東京のあるべき姿を描き、東京都の文化行政の方向性や重点的に取り組む施策を示しています。誰もが芸術文化に身近に触れられる環境を整え、人々の幸せに寄与する戦略などを掲げ、芸術文化をとおして新たな価値を発見し、持続可能な仕組みを作ることで、東京が躍動感や期待感にあふれ、都市としての国際的な魅力の向上や成長につなげていくこととしています。

3) 本市の動向

本市では、令和3（2021）年9月に「多摩市みんなの文化芸術条例」を制定し、文化芸術の発展のために、例外なくあらゆる市民が文化芸術を享受する権利を有し、自らが表現活動の担い手になることができること、そして文化芸術への支援を行っていくことを掲げています。

また、計画の策定に先立ち、本市の文化芸術の将来像をみんなで共有できるようにするため、令和5（2023）年7月に多摩市文化芸術ビジョン案を検討し、「多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが街全体に広がっている」ことを将来像案として公開しました。

4) SDGs

SDGs は、英語の「Sustainable Development Goals」の略で、日本語で「持続可能な開発目標」といいます。SDGs は「誰一人取り残されない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すもので、平成27（2015）年9月に「国連サミット」において採択された2030年までの国際目標です。

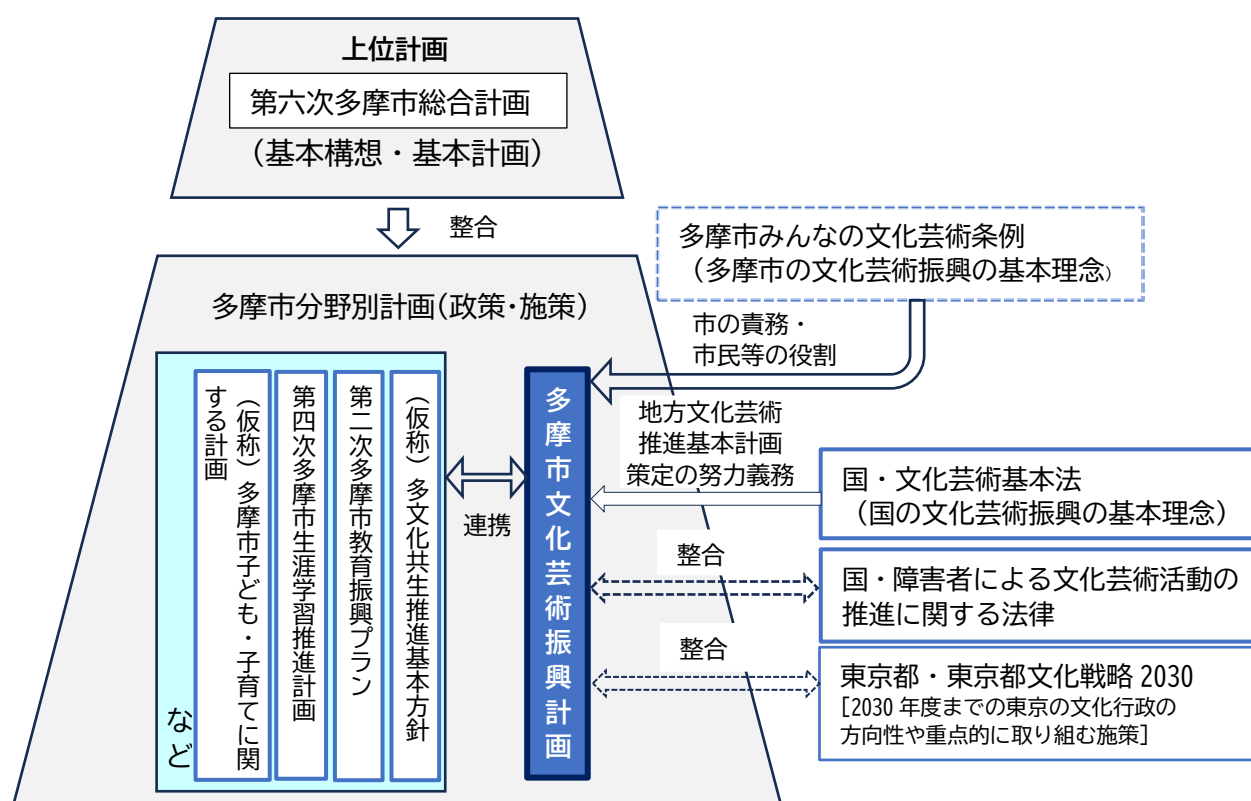
本市では、第六次多摩市総合計画において、SDGs の理念と17の目標に共感し、子ども・若者たちが未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現していくこととしています。令和16（2034）年までを計画期間としている本計画においても、2030年のSDGsの達成に向けて、文化芸術の役割も大きな部分を占めるものと位置付けています。



(5) 計画の位置付け

本計画は、平成 13 年 12 月施行「文化芸術振興基本法」、平成 29 (2017) 年 6 月改正の「文化芸術基本法」第 7 条第 2 項に基づくとともに、「第六次多摩市総合計画 (令和 5 年度)」における文化芸術分野を推進するためのものです。

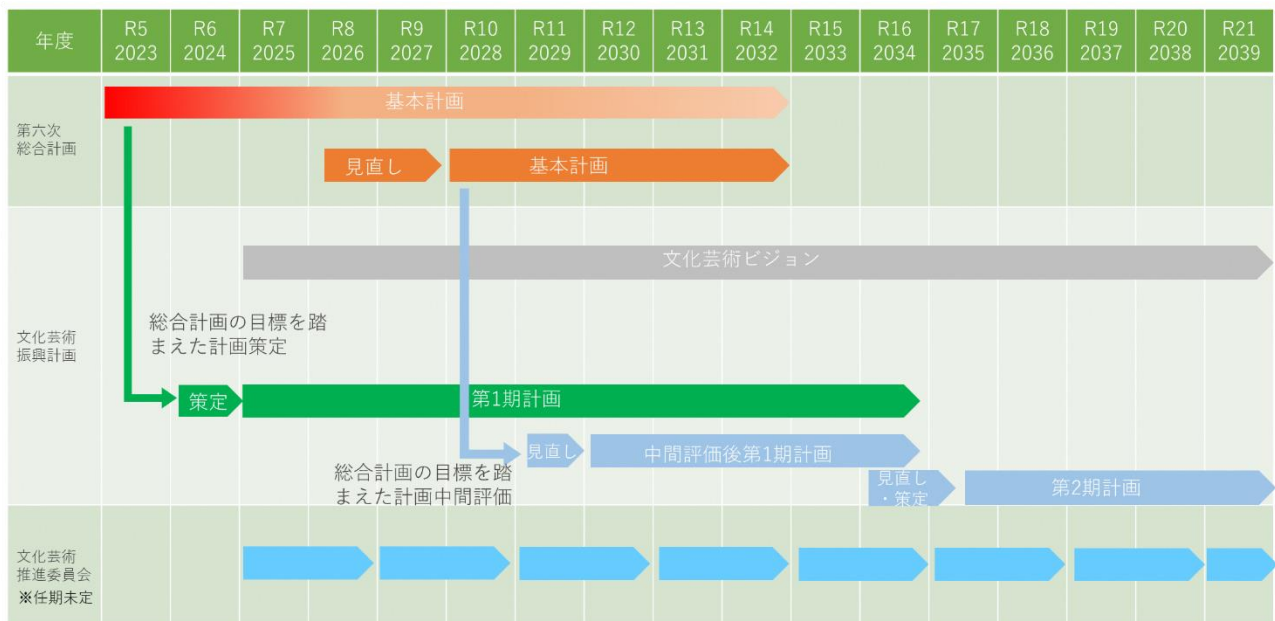
また、本計画は、「第二次多摩市教育振興プラン」、「第四次多摩市生涯学習推進計画」、「第四次多摩市生涯学習推進計画」、「(仮称) 多文化共生推進基本方針」などの関連する計画と整合・連携を図ります。



(6) 計画期間

本計画の期間は、令和 7 (2025) 年度～令和 16 (2034) 年度までの 10 年間とします。

今後、新たな課題や環境の変化に対応できるよう、柔軟性をもって施策を推進するとともに、社会・経済状況の変化や国・東京都の動向を勘案しながら、上位計画である『第六次多摩市総合計画』との整合を図りながら、必要が生じた場合には、計画期間内での見直しを行うことがあります。



（７）計画における文化芸術の範囲

本計画の文化芸術の範囲は、「文化芸術基本法」に例示されたものを基本とし、市の特徴に沿った広範な文化芸術に関わる課題を取り扱います。

「文化芸術基本法」より

- ①文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（第 8 条）
- ②映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）（第 9 条）
- ③雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（第 10 条）
- ④講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第 11 条）
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等（第 12 条）
- ⑥有形及び無形の文化財並びにその保存技術（第 13 条）
- ⑦各地域における文化芸術、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（第 14 条）

（８）子ども・若者への重点的な取り組み

本計画では、文化芸術の振興にあたって、子どもや若者が文化芸術に親しみやすい環境づくりを重点的な取組とします。

（※「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」に準拠し、「子ども・若者」はおおむね 30 歳代までの市民（団体を除きます）を言います）

2 本市の現状と課題

(1) 基礎データ（人口推移、文化芸術関連就業者人数など）

1) 人口の推移

昭和 35（1960）年には 1 万人に満たなかった総人口は多摩ニュータウン開発に伴い大幅に増加し、平成 2（1990）年までの 30 年間に約 15 倍の 14 万人台まで増加しました。以降はほぼ横ばい傾向で、令和 2（2020）年では 146,951 人となっています。将来展望人口は、令和 47（2065）年の総人口で 113,232 人を見込んでいます。

2) 文化芸術関連就業者人数の推移

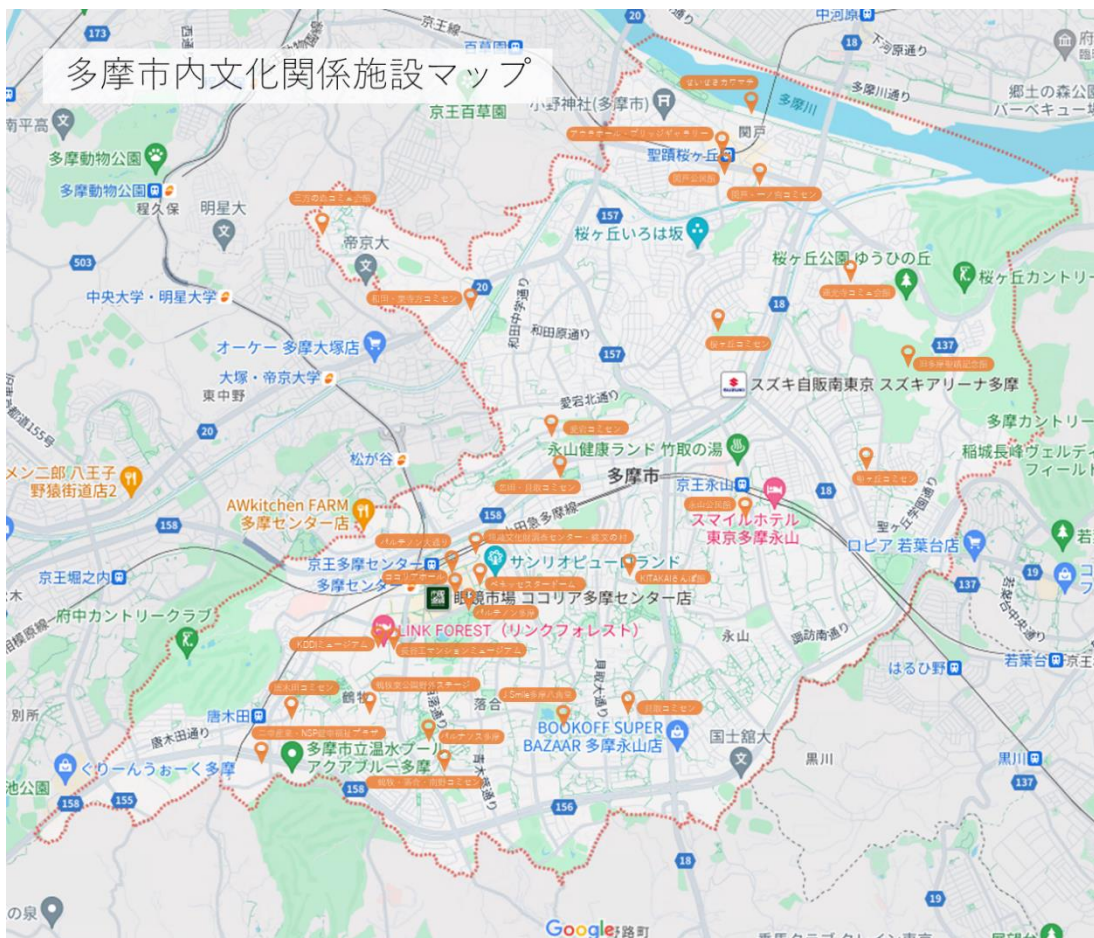
3 時点（令和 2 年、平成 27 年、平成 22 年）の文化芸術関連就業者を比較すると、著述家、記者、編集者は横ばいとなっています。

美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者は 2015 年に減少に転じたが増加傾向にあり、音楽家、舞台芸術家は 2015 年に減少したものの、2010 年と 2020 年は横ばいとなっています。

また、他市との文化芸術関連就業者人数を比較すると、就業者 1 万人あたりの文化芸術関連就業者数は、「音楽家、舞台芸術家」が周辺都市に比べて高くなっています。

(2) 文化資源等分布図（文化施設、文化財、パブリックアート、風景など）

多摩市の文化資源、近隣含めた文化施設の分布 ※整理中



(3) アンケート

1) 文化芸術に関するアンケート調査（15 歳以上対象）

アンケート結果から見ると、過去 1 年間に文化芸術を鑑賞した人は全体の 8 割を超えており、鑑賞したジャンルで見ると、美術、映画、アニメーション映画がそれぞれ 4 割を超えています。

一方で鑑賞しなかった方の理由を見ると、「育児・介護などで時間がなかなか取れない」、「仕事・学業などで時間がなかなか取れない」が多くなっています。

市に求める施策については、「子どもが文化芸術に触れ、学べる機会等の充実を図ること」が 6 割を超えており、次いで「若いアーティストへの支援、担い手の育成」が 4 割を超えています。また、子どもに向けた取組については、「学校等で音楽やダンス、アート、演劇等を鑑賞できる機会をつくる」が 7 割を超えており、次いで「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会を充実させる」が 5 割を超えています。

また、子どものいる方については、継続して文化芸術活動を行っている子どもが一定数以上いる一方で、文化芸術に関する情報が乏しく、文化芸術活動が身近で行われていないと思っている方もいます。

時間や場所にとらわれずに文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備や文化芸術に関する情報の発信の充実が求められています。また、子どもにとって敷居が低く参加でき文化芸術に触れられる機会の充実や、子どもがやってみたいと思うような体験を通し、継続して文化芸術活動に取り組める環境の整備が求められています。

2) 高校生ヒアリング

「アート＆カルチャーの力でどのようなまちにしたいか」をヒアリングしたところ、キャラクターやアニメ、漫画などのコンテンツを活用する、流行を生み出して多摩市のイメージを良くする、文化芸術イベントをきっかけに様々な世代や多様な価値観を持つ人と交流してつながる、といった声がありました。

文化芸術を通して多摩市内外の方に訴求するイベントやコンテンツの充実、文化芸術を活かして子どもから高齢者まで多様な世代が関わることのできる取組を充実させていくことが求められています。

(4) 団体ヒアリング

市内において文化芸術活動を行っている団体、市内の博物館など文化関連施設を運営する事業者など約 20 団体に、活動の目的や方向性、目的や方向性をかなえるための課題、市への要望等をお聞きしました。

各団体が感じている課題や要望はある程度共通しており、以下に集約されます。

○学校等において子ども達が芸術文化に触れる機会をより創出する必要がある

芸術文化を学ぶ授業や部活動は行われているが、市内全ての子どもたちが実際の芸術・文化を体験しているところまでは至っていない。市内各団体がそれらを支援する体制づくりを含め、充実させていく必要がある。

○市内の多様な施設、空間を利用した活動拠点づくりを行う必要がある

市内には、学校跡地施設や、商店街の空き店舗、広い遊歩道など芸術・文化活動を行うことが可能な多様な施設、空間が存在する。それらの施設、空間を、市内の団体や個人のアーティストがより安価で自由に利用できるようにして欲しい。

○情報の集約や各活動の橋渡しを行う中間支援組織を作る必要がある

市内には多様な博物館、公民館などの施設があり、そこで多様な活動が行われているが、その情報が市民に十分に伝わっていない。また、各活動の情報交流も十分でないため横のつながりも不足している。情報の集約や各活動の橋渡しを行う中間支援強化をしていく必要がある。

○高齢者、障がい者、外国人、課題を持っている子ども達等を含めた文化振興の在り方を検討する必要がある

市内には多様な背景を持つ人々が存在しており、それらの人々に対する文化振興の在り方を検討していくべきである。

○若いアーティストに活躍の場を提供し育成するプラットフォームを形成する必要がある

市内には多様な若いアーティストが居住しており、それらの人々に活動の場を提供するための仕組み（プラットフォーム）を形成していく必要がある

○多摩市全体で行う文化・芸術イベントの実現、市内全体のつながりづくり

コロナ禍で中止・縮小された文化・芸術イベントを復活させる他、市内の各地域で行われているイベントを一体化して大きくするなど、市内全体のつながりを作っていく必要がある。

○その他

伝統文化の保存、パルテノン多摩や、市内の空き家住宅の活用など

（５）現状と課題から見える計画の方向性

多摩市で実施している文化芸術事業や文化芸術に関するアンケート調査、高校生ヒアリング調査、文化芸術活動に携わる団体へのヒアリング調査の結果から、現状分析を行い、課題を導き出し、課題を踏まえた方向性については、次のとおり整理しました。

（※次ページの表については、最終的には、見開きページになるよう調整します）

凡例：多摩市文化芸術ビジョン

多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが街全体に広がっている

①親しみ楽しむ ②触れる ③つながり交流する ④機会がある

現状	現状分析／課題	施策	取組
①②各公共施設で様々な文化芸術事業が実施されている（全庁調査、事業報告書） ①市主催のほか、市民団体や民間事業者により、多くの文化芸術イベントが実施されている（全庁調査） ①②パブリックアートや文化財が市内各所にあり、パブリックアート等を巡るツアーが市民により開催されている。 ①②街なかでのイベントが実施されている（全庁調査） ①②市内各所でお祭りが実施されている（全庁調査） ①②文化芸術活動に触れられる機会を、子供から高齢者まで、障がい者や在留外国人など様々な市民が生涯を通じて、容易に享受できる環境を整えるよう国から求められている（国：文化芸術推進基本計画） ①日本語を母国語としない方に市としては Hand in hand での発信に留まっている（文化・生涯学習推進課） ①多摩市デジタルアーカイブやパルテノン地域資源データベースが構築されており、インターネットを介して、多摩市の歴史・文化等を学べる環境が整備されている ①地域における多様な文化芸術を振興するなど、文化に	①②市内で行われる文化芸術活動やイベント、文化資源について市内外の人に十分に発信できていないため情報発信を充実させる（アンケート回答内容分析結果、有識者会議等） ①市の文化芸術コンテンツ、文化資源が、海外はもとより日本語を母国語としない方に向けて積極的に発信されていないため、取組を進める必要がある ①障がい者を対象とした鑑賞機会の提供としてパルテノン多摩のハートウォーミングコンサートなどを指定管理者により自主的に実施されていたが、現在は開催されていない。今後、要求水準化する（多摩市文化振興財団事業報告書） ①パルテノン多摩の障がい者を対象としたアウトリーチ事業は、特定の施設に限定されており、拡充する必要がある（多摩市文化振興財団事業報告書） ①市民団体について、活動場所が確保できず場所探しに苦労している団体や、活動 PR が十分にできていない団体があるため、支援の仕組みを検討する（団体ヒアリング分析結果） ②市内で行われる文化芸術活動やイベント、文化資源について子育て世代の人に十分に発信できていないため情報発信を充実させる（子育て世代のアンケート回答内容分析結果） ②NPO 法人等が文化庁の補助金事業を活用しつつ、学校等に芸術家を派遣しているが、全校に派遣でき	A 文化芸術に親しみ楽しむ機会の創出	・文化芸術イベントの開催・開催支援 ・文化芸術の鑑賞機会の提供 ・文化芸術に関する情報発信の充実 ・魅力的な文化観光資源の活用 ・文化・歴史学習の充実 ・多摩市全体で行う文化芸術イベントの実現
		B 市民の文化芸術活動支援	・文化芸術を創作する機会の提供 ・文化芸術を創造・表現できる場の充実 ・学校跡地施設等を活用した文化芸術の活動の場の充実 ・文化芸術を支える担い手やボランティアの育成
		C 障がい者、外国人、高齢者等の文化芸術活動への参加促進	・障がい者の文化芸術活動の場の充実 ・文化芸術を活用した国際交流事業 ・高齢者の文化芸術活動の推進
		D 子ども・若者の文化芸術に触れる機会の充実	・（親子向け）文化芸術イベントの開催（再掲） ・未就学児に向けた文化芸術体験事業

現状	現状分析／課題	施策	取組
よる多様な価値観の形成と地域の包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成を図ることが国から求められている（国：文化芸術推進基本計画） ①趣味として文化芸術活動を行う人が多様な分野で表現活動を行っている。（各公共施設の市民活動掲示板、多摩市市民活動情報サイト） ②親子で楽しめる子ども向けイベントが実施されている（全庁調査より） ②親世代が文化芸術活動を親子で享受する金銭的もしくは時間的余裕がないと感じている親が多い。（アンケートより） ②子ども達は学校の行事等で伝統芸能を含む様々な芸術に触れている。（教育委員会参考資料より） ②毎年、市内全校小学6年生が、劇団四季こころの劇場を観劇している（教育委員会ヒアリング） ②NPO法人等が文化庁の文化芸術体験事業として学校等に芸術家を派遣している（団体ヒアリング） ③プロのアーティスト、様々な表現活動の担い手が市内には在住している（国勢調査、在住クリエイター） ③文化団体連合や様々な活動団体が、市内公共施設や民間施設で活動している（団体ヒアリング、各施設事業報告書、文化団体連合事業報告書） ③市内中学校に設置されている吹奏楽部の多くは、地域	ていない。（団体ヒアリング分析結果） ②中学校部活動の地域連携・地域移行に向けて、持続可能なスキームの検討とともに、地域の人材や地域クラブの確保が課題 ③在住クリエイター同士、あるいは地域・行政とのネットワークが形成されていない。（団体ヒアリング分析結果） ③在住クリエイターの活躍や市民団体活動が活発化することで、文化芸術による地域課題の解決が期待される。（団体ヒアリング分析結果） ③クリエイター・団体・施設・行政・市民・中高生を結び、助成金の活用支援や施設利用、情報提供を仲介する中間支援機能が必要とされている。（団体ヒアリング分析結果） ④放課後こども教室において、実施校や実施回数の拡大に向けて地域のボランティアの確保が課題 ④パルテノン多摩市民学芸員事業について、若年層の取り込みと活動周知等の取組が課題。（令和5年度生涯学習推進計画内部評価） ④高校生世代はキャラクター、アニメや漫画を活用したまちづくり、コンテンツに訴求力を感じている ①②高校生世代は多摩市での文化芸術コンテンツに魅力を感じていない（高校生ヒアリング） ①②高校生世代は文化芸術を通して価値観の異なる人たちとの交流や地域との連携を必要と感じているが現状そうではない ②親世代は子どもを連れて行こうと思う事業が公共施設で実施されていることを重視しているが、それに関する情報周知と量は不足している（アンケートより）	E 子ども・若者の文化芸術活動の支援 F 多様な主体や他の分野間のつながりづくり G 地域アーティスト、クリエイター等と連携した	・児童生徒に向けた芸術鑑賞および体験事業 ・（親子向け）文化芸術に関する情報発信の充実（再掲） ・未就学児や児童生徒に向けた文化芸術の参加・発表機会の充実 ・子どもたちの文化芸術活動の場やプラットフォームの検討 ・公共施設等を活用した放課後活動等の場づくりの可能性検討 ・中間支援機関機能の強化 ・多様な主体や他の分野との連携・交流の促進 ・文化芸術関係団体の交流の促進 ・文化芸術を通じた高校生と地域の交流の促進 ・文化芸術を活用した大学等との協働事業 ・多摩市全体で行う文化芸術イベントの実現 ・地域アーティスト、クリエイター等への活動の場の提供

現状	現状分析／課題	施策	取組
のお祭りやイベントからオフアールがあり出演しているが、学校や所属部によっては表現活動を行っている中高生が学校内部に留まっており、地域との関わりが持てずにいる。 ②④放課後子ども教室において、地域のボランティアの支援のもと、小学生が、囲碁、書道、将棋等の活動を行っている。（多摩市放課後子ども教室事業 HP） ②児童館において…各児童館で〇〇をやっている（児童館事業報告書） ②市立中学校における部活動において吹奏楽や合唱、美術等の文化芸術活動が行われているが、地域連携・地域移行が求められている（地域連携・地域移行に関する市公式 HP） ②自発的に継続して文化芸術活動を行っている子どもが一定数以上いる ④パルテノン多摩市民学芸員事業において、各市民の得意分野や興味を活かした、地域資源の調査・展示を行っている。（団体ヒアリング） ④市民主体の事業として多摩シネマフォーラムでは、市民が「TAMA 映画賞」を選び、表彰式を実施（団体ヒアリングより）	②子どもを預けて親が文化芸術活動を鑑賞するためのハードルが高いのでサポートする必要がある（アンケートより） ②子どもは、学校の行事での鑑賞の機会が最も多いが、それ以外の場での文化芸術への触れ合いをより創出する必要がある（アンケートより） ②子どもが文化芸術活動に参加した機会は、学校の行事の他、小学生では習い事、中高生ではクラブ活動が多いが、それ以外の場での参加機会を創出する必要がある。（アンケートより） ②子どもが多忙で文化芸術活動ができていないことも多いので、身近な場所で気軽に参加・鑑賞できる機会が求められている（アンケートより） ④創作（表現活動）を行っている市民の割合はまだまだ少ないので、ビジョンを実現するために工夫する必要がある。（ビジョン） ③伝統文化の担い手および参加者になる若者を取り込むことが課題である（有識者会議より） ①文化活動などの余暇活動支援の充実と参加の推進を望む障がい者が増加しているため、障がい者が参加・体験できる文化活動がより必要（障がい者を対象とした調査）	文化芸術の振興	・若いアーティスト、クリエイター等への支援事業 ・中間支援機関機能の強化（再掲）

3 市のめざす姿

(1) 多摩市文化芸術ビジョンの目指す姿について

『多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが街全体に広がっている』

文化芸術は、乳幼児期から親しむことで豊かな感性を育みます。

人々が、互いの個性を尊重しながら、日常的に様々な文化芸術に出会い、参加することで、つながりや交流が生まれ、生活の質の向上につながっています。多様な文化芸術に、日常的に親しむくらしが、街全体に広がっていきます。

(2) 多摩市文化芸術ビジョンの具体的なイメージについて

多摩市文化芸術ビジョンは、将来、多摩市が、文化芸術を通じて実現したい街の姿をイメージしたものです。文化芸術を通して目指す姿を、皆で 共有することができるようになりました。

1) 親しみ楽しむ

日常的に親しめる

●表現活動が、いたるところで行われており、日ごろから文化芸術に触れ、親しんでいる

人々は、日常を過ごしているだけで、日ごろから文化芸術に触れており、意識する、意識しないにかかわらず親しんでいます。

多様な分野で様々な表現活動が行われており、その活動に参加・体験したい人や鑑賞・享受したい人に、文化芸術活動の情報が届き、生活の一部として自然に文化芸術に親しめる街の姿を表しています。

表現活動を楽しめる

●あらゆる表現活動を、身近でのびのびと行い、人々は活動することや鑑賞・享受することを楽しんでいる

趣味として文化芸術活動を行う人やプロのアーティストなど、様々な表現活動の担い手が、屋内・屋外を問わず、のびのびと多様な分野で表現活動を行っており、その活動を受け止め楽しんでいる人々がいます。

文化芸術が身近にある日常を、活動や鑑賞・享受することで、人々が楽しめる街の姿を表しています。

2) 触れる

乳幼児期から触れている

●子ども達は、乳幼児期から文化芸術に参加・体験し、文化芸術に対する興味を深めている。保護

者や地域の人々は、子ども達が文化芸術に触れることの大切さを理解している

子ども達は、乳幼児期から文化芸術に親しみ、文化芸術がある生活が日常となっています。

乳幼児期から文化芸術に触れることは、創造する力、豊かな個性と自己肯定感を育むことにつながり、子ども達の成長になくてはならないものです。乳幼児期から文化芸術に親しみ、文化芸術を身近で日常的なものにするような環境作りを、みんなで行っている街の姿を表しています。

いつでも触れられる

● **ライフスタイルの変化があっても、いつでも文化芸術に触れられる**

人々は、生涯を通じて、文化芸術に触れたいときに触れることができます。「仕事が忙しい」「子育てで時間がない」など、ライフスタイルの変化があっても、文化芸術にいつでも触れる機会があり、乳幼児から大人まで、鑑賞したい時に鑑賞でき、参加したい時に参加でき、創造・表現したい時に創造・表現できる環境がある街の姿を表しています。

3) つながり交流する

つながり合うことで生きがいを感じられる

● **文化芸術を通して地域で交流が生まれ、一緒に活動すること、教え教えられることで、生涯を通じてつながり、いきがいや喜びを感じている**

人々は、文化芸術を通してつながり合い、一緒に活動することでいきがいや喜びを感じています。

自身が得意なことを、知りたいと思う人々などに教える機会があり、教える側は生涯を通じていきがいを感じ、教えられる側は「新しいことができた」「楽しい」など喜びを感じることができます。そして教える側にもなっていく循環が生まれている街の姿を表しています。

交流しコミュニティが広がっている

● **表現活動が、様々な分野・多様な機関と連携し活発に行われており、市民だけでなく域外の人々とも交流が生まれ、コミュニティが広がっている**

文化施設を中心に、文化芸術を通して教育や福祉等の機関と広く連携し表現活動が行われ、人と人との交流が生まれる街となっています。

表現活動は市内で区切られるものではなく、市外の人々が活動に参加し、鑑賞者としても関わりをもちます。表現活動を行うことで、また、活動後に人々と余韻を楽しむ工夫を行っていくことで、市民同士、市民や域外の人々の交流が生まれ、団体等のつながりもでき、コミュニティが広がっていく街の姿を表しています。

4) 機会がある

出会える機会がある

●様々な体験を通して、生涯を通じて活動したいものに出会える機会や環境がある

様々な体験ができ、生涯を通じて「今まで気づかなかったが、自分はこれがやりたかった」と思えることに出会える機会や環境がある街となっています。

多様なジャンルの文化芸術が身近にあり、気軽に触れることができ、体験を促すための場がある街の姿を表しています。

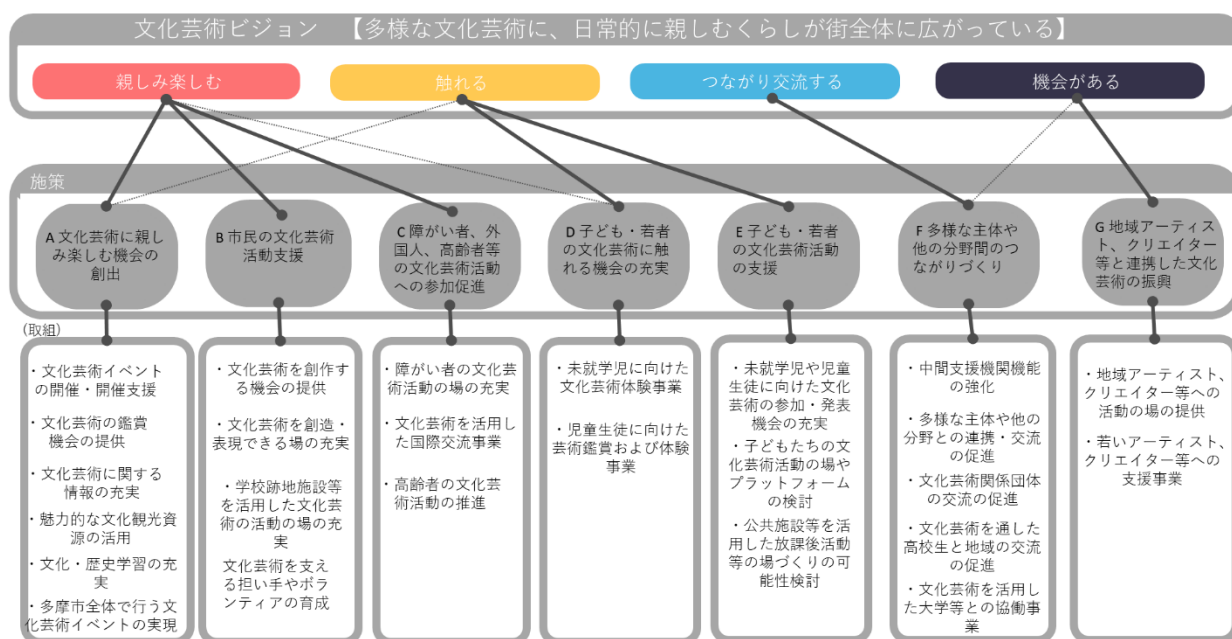
活かせる機会がある

●得意なことや、専門的な知識・技術を活かす機会があり、文化芸術が多様な人によって振興している

文化芸術に市民の得意なことや市民がもつ専門的な知識・技術をつなぎ、生かす機会があり、文化芸術に関わる人が増え、文化芸術が振興している街となっています。

表現活動を自ら行う人はもちろん、彼らを支援したり、体験する人をつないだり、多様な市民が文化芸術に参加できる街の姿を表しています。

(3) 計画の全体像



(4) 参考指標

本計画では、めざす姿の実現に向けた進捗の把握を行うための参考指標を設定します。各指標は、世論調査項目をベースに設定しており、一部指標を除き、2年に一度の確認を行う予定です。

令和6（2024）年度の現状を「現状値」、計画の中間となる令和11（2029）年度の中間目標を「中間値」、令和16（2034）年度の目標を「目標値」とします。

これら指標に基づく定量的な進捗の把握のほか、定性的な評価を、文化芸術推進委員会において実施していくことを検討します。

指標名	現状値 令和5 (2023) 年度	中間値 令和11 (2029) 年度	目標値 令和16 (2034) 年度
1年間に、有料の、文化や芸術の公演や展示等を鑑賞したことがあると回答した市民の割合 ※括弧内は、無料鑑賞含む割合	53.9% (63.3%)	65% (75%)	73% (83%)
1年間に文化や芸術の創作をした市民の割合	18.3%	23.5%	30%
パルテノン多摩大ホール及び小ホールの年間利用者人数	166,538 人	●人	●人
文化財施設等(※)の年間延来館者人数	90,363 人	●人	●人
郷土芸能など伝統的な地域文化に関する ことについて学習している・学習した ことがある／今後参加してみたい と回答 した市民の割合	5.8% 37.3%	●% ●%	●% ●%
文化・芸術の振興に関する市政の満足度 (満足・やや満足の回答者割合)	18.4%	22%	27%
子どもの頃から文化芸術に触れる妨げだ となっている要因に、「文化芸術活動に関 する情報が乏しい」と「文化芸術活動が身 近で行われていない」を回答した市民(子 育て世代)の割合	39.1% 39.6%	30% 30%	20% 20%

(※) パルテノン多摩郷土文化普及公開事業の展示等の年間鑑賞者数を含む

4 施策と取組

施策 A 文化芸術を親しみ楽しむ機会の創出

市内には、歴史・文化、パブリックアートなどの多様な資源や、パルテノン多摩のほか、民間施設である KDDI ミュージアム、長谷工マンションミュージアム、ベネッセスタードームなど、魅力的な施設が存在します。また、文化芸術イベントも年間を通して多数行われています。これらをさらに活性化し、来街者も含め、市民の誰もが文化芸術に親しみ楽しむことのできる機会を創出します。

【取組】

●文化芸術イベントの開催・開催支援

市には、TAMA シネマフォーラムなど、市民が関わることのできる文化芸術関連イベントが年間を通して 30 以上開催されています。イベントの主催や開催支援を通して、文化芸術に興味を持ち、継続して文化芸術を楽しむ市民が増える環境の醸成を図ります。

●文化芸術の鑑賞機会の提供

リニューアルオープンし、より多様な演目に対応できることとなったパルテノン多摩の大ホール等において、多様な演目を上演し、市民が多様な文化芸術を鑑賞できる機会を提供します。

市民の文化芸術に興味を持ちながらも、時間的制約あるいは、経済的負担によって、鑑賞できずにいる方が一定数います。こうした状況を踏まえ、親子で一緒に鑑賞できる機会を拡大するなど、誰もが楽しく文化芸術に触れ、鑑賞できる機会を提供する取組を推進します。

●文化芸術に関する情報発信の充実

市内外で行われる多彩な文化芸術事業の情報は様々な手段により発信されています。また、拡散を図るため、市のホームページのほか、X やインスタグラム等の SNS の活用を進めています。ただ、情報が集約出来ていないという意見が多いため、パルテノン多摩や市内各所で実施される文化芸術の情報が一元的に集約される形で整理され、市民が情報を収集しやすい環境の整備に向けて取り組みます。

また、市の文化芸術コンテンツ、文化資源について、海外はもとより、日本語を母国語としない方に向けた発信を強化していきます。

●魅力的な文化観光資源の活用

本市には歴史・文化、パブリックアート、アニメの舞台等や映画等のロケ地といった魅力的な資源があります。また市内には日本アニメーションの本社スタジオが立地されています。パルテノン多摩や地域、企業と連携しながら、市外や海外から訪れる方をも惹きつけるような文化観光資源の活用に取り組みます。

●文化・歴史学習の充実

市内には地域の歴史を伝える文化財や伝統芸能等があります。地域文化の継承は地域への愛着、誇りを醸成します。市民が地域の文化を発掘し、創造していく活動につなげていけるよう、文化財や伝統芸能に関する理解を深め、継承していくための事業を市内文化財施設およびパルテノン多摩のミュージアム等で実施するほか、多摩市デジタルアーカイブやパルテノン多摩地域資源データベースの活用促進に取り組みます。

●多摩市全体で行う文化芸術イベントの実現

市民の文化芸術への関心を深めるため、市内全体で、文化芸術を盛り上げる期間を設定するなどし、市主催の多摩市民文化祭をはじめ、民間事業者主催の TAMATAMA フェスや多摩八角堂ランタンフェスのほか、パルテノン多摩や文化財施設、コミュニティセンターや商店街等の地域で実施されるイベント等、市内の各地域で行われているイベントに一体感やつながりを持たせ、広報宣伝する取組の実現に向けて、実施手法などの検討を進めます。

(事業)

- ・ TAMA シネマフォーラム
- ・ ガーデンシティ多摩センター子どもまつり、多摩センター夏まつり等
- ・ せいせき桜まつり
- ・ コミュニティセンターの各種講座事業
- ・ TAMATAMA フェスティバル
- ・ ランタンフェス
- ・ 多摩市合唱祭
- ・ 多摩市華道連盟華道展
- ・ 多摩美術家協会展
- ・ Brass Festa 多摩
- ・ KITAKAI さんぽ館 生涯学習講座事業
- ・ 公民館 サロンライトコンサート
- ・ 公民館 What's JAZZ!
- ・ 公民館 ヴィータコンサート
- ・ 多摩演劇フェスティバル“たまには芝居”
- ・ 多摩ニュータウン野外コンサート



施策 B 市民の文化芸術活動支援

市民が市内にある多様な公共施設を活動の場で利用したり、市民が多様な文化芸術に触れる講座やワークショップを開催することで、市民の文化芸術活動を促進させます。

また、それらの活動を支援する担い手やボランティアの育成を図ります。

【取組】

●文化芸術を創作する機会の提供

文化芸術は音楽、美術、文学、芸能、生活文化（茶道、華道、書道等）などの幅広いジャンルがあります。各公共施設において、多様な文化芸術に触れる講座やワークショップ等を開催し、市民自ら主体的に文化芸術活動を行うきっかけとなる機会を提供します。

●文化芸術を創造・表現できる場の提供

市内にはパルテノン多摩やKITAKAI さんぽ館、公民館、市内各所のコミュニティセンターなどの公共施設において、日常的に文化芸術を創造できる場や、発表の場が十数か所あり、個人やサークル・団体などが日々活動を行っています。市民が継続的に活動できるよう、練習や表現できる場を提供します。活動可能な場所の情報を集約し発信します。

●多様な空間を活用した文化芸術の活動の場の充実

市内には、各公共施設のほか、公園、広い遊歩道、商業施設内イベントスペースなど芸術・文化活動を行うことが可能な多様な空間が存在します。それらの空間を、市内の団体や個人のアーティストが利用しやすいような仕組みづくりを進めます。

●文化芸術を支える担い手やボランティアの育成

文化芸術に触れて興味を持ち、講座やワークショップ等に参加したり、さまざまな文化芸術活動や地域でのイベント等を通して、担い手やボランティアとして関わることでできる場や機会を確保し、提供します。また、多摩ボランティアセンター等と連携し、担い手やボランティアを募集します。

（事業）

- ・パルテノン多摩市民活動支援事業（市民企画公募事業等）
- ・パルテノン多摩市民学芸員

施策 C 障がい者、外国人、高齢者等の文化芸術活動への参加促進

様々なバックグラウンドを持つ方々の文化芸術活動の場づくりを支援します。また、障害の有無、性別、年齢、国籍等の差別なく、だれもが文化芸術活動に参加できるよう、それぞれの状況に応じた配慮を伴うイベントや公演を実施し、文化芸術活動への参加を促進していきます。

【取組】

●障がい者の文化芸術活動の場の充実

障がい者が市内での文化芸術活動に興味を持ち、親しめるよう、市内の障害者支援施設等や市、多摩市文化振興財団、各教育機関、市内の文化芸術団体と連携し、障がい者の文化芸術活動の場を充実していきます。

●文化芸術を活用した国際交流事業

市内には 3000 人以上の外国人が住んでおり、多摩市国際交流センター等やコミュニティセンターで互いの文化を伝えるイベント等を通して外国人との交流が行われています。また、海外はもとより日本語を母国語としない方に向けて、多言語対応や、やさしい日本語活用を進め、文化芸術を活用して外国人との交流の活性化および多文化共生を推進します。

●高齢者の文化芸術活動の推進

趣味や教養を深めたり、生きがいや余暇の充実のために、地域のグループ活動に参加する高齢者もいます。高齢者がいつまでもいきいきと暮らせるよう、総合福祉センター、市民活動交流センター、公民館、コミュニティセンターにおける様々な文化芸術活動への参加を推進します。

（事業）

- ・ぱらあーと多摩市みんなの美術作品展
- ・多摩市国際交流センター 交流事業（生け花サロン、国際理解講座）
- ・コミュニティセンター 国際交流関係講座
- ・多摩市総合福祉センター 寿大学

施策 D 子ども・若者の文化芸術に触れる機会の充実

学校における体験学習や、市内で行われている各種イベントを拡充していくことで、子ども・若者が文化芸術に触れる機会を充実させます。また、子ども・若者の伝統芸能や文化財に関する理解を深め、次世代へ継承します。

【取組】

●（親子向け）文化芸術イベントの開催・開催支援（再掲）

市には親子で一緒に楽しめる文化芸術イベントが年間を通し 20 以上開催されています。イベントの主催や開催支援を通して、子どもたちが文化芸術に興味を持ち、主体的に関わるような環境の醸成を図ります。

●未就学児に向けた文化芸術体験事業

パルテノン多摩、市民活動交流センター、公民館、コミュニティセンター、児童館などにおいて、市内の多様な団体と協力しながら、未就学児を対象とした文化芸術体験事業を拡充していきます。

●児童生徒に向けた芸術鑑賞および体験事業

学校では芸術を学び、体験する授業は行われており、市内全ての子どもたちが本物の芸術を鑑賞する機会としては、年に 1 回、小学 6 年生がパルテノン多摩でミュージカルを鑑賞する機会があります。また、学校によっては、市民団体等と連携し、芸術家を受入れ、児童生徒が芸術を体験する機会が提供されています。市内の文化施設や多様な団体と協力しながら、小中学校における芸術鑑賞や体験する機会を拡充していきます。

市内小中学校においては、学習指導要領に基づく活動のほか、地域学校協働本部が協力して実施する伝統文化の継承に関する取組を引き続き実施します。

●（親子向け）文化芸術に関する情報発信の充実（再掲）

市内外で行われる多彩な文化芸術事業の情報は様々な手段により発信されています。拡散を図るため、市のホームページのほか、X やInstagram 等の SNS の活用を進めています。また、親子で参加できるイベント等の情報を得やすくするために、情報を集約できる方策の検討を進めます。

（事業）

- ・鶴牧東公園野外コンサート

- ・パルテノン多摩郷土文化普及公開事業（展示事業等）
- ・ふれあいこどもまつり
- ・子ども読書まつりほんともフェスタ
- ・Poco Poco Festa
- ・ラスカル子ども映画祭
- ・伝統文化親子教室事業
- ・公民館伝承文化事業
- ・0歳からのクラシック
- ・おのまとペミニコンサート
- ・多摩ファミリーフェスタ produce by ROCKS FORCHILE
- ・MOA 美術館多摩児童作品展
- ・三多摩ファミリーコンサート
- ・ガーデンシティ多摩センター子どもまつり
- ・多摩センター夏まつり
- ・ハロウィン in 多摩センター
- ・「夏の DANCHI 教室@多摩ニュータウン」
- ・多摩市消費生活フォーラム&エコ・フェスタ
- ・児童館事業



たまたまモンスター（児童青少年課）



ハッピーコンサート（落合児童館）

施策 E 子ども・若者の文化芸術活動の支援

市内の子どもたちは、絵画や合唱、楽器演奏など多様な文化芸術活動を行っています。作品展や演奏発表会の開催など、子どもたちが文化芸術に触れることの大切さを理解し、創造性を育み、子どもが主体的に活動できる機会を創出します。

子どもたちが、自由に表現活動できる環境の創出に向けて検討を進めます。

【取組】

●未就学児や児童生徒に向けた文化芸術の参加・発表機会の充実

文化芸術を鑑賞した子どもたちが、継続的に文化芸術と関わっていけるよう、教育機関や文化芸術関連団体と連携しながら、絵画作品展の実施、演劇やコンサートの開催など、定期的な参加・発表の機会を提供します。

●子どもたちの文化芸術活動の場やプラットフォームの検討

子どもたちが自主的に文化芸術活動を行える場の整備や、子どもたち文化芸術活動を行うにあたって多様な芸術文化団体の支援をうけるためのプラットフォーム創出に向けて、他市事例の研究を行いつつ、今後設置予定の文化芸術推進委員会や、関係団体の意見、市民ニーズ等を踏まえ、検討を進めます。

●公共施設等を活用した放課後活動等の場づくりの推進

児童館で実施している子ども達に向けた文化芸術に関する取組と地域の文化芸術の担い手が連携できるよう橋渡しする環境づくりを進めます。

放課後子ども教室の拡充に合わせて、放課後子ども教室の担い手として、地域の文化芸術の担い手が活躍できるよう橋渡しする環境づくりを進めます

（事業）

- ・パルテノン多摩文化芸術体験事業（創造事業・体験創発事業・育成事業）
- ・NPO 法人多摩子ども劇場 子どもの芸術文化体験の場づくりの活動

施策 F 多様な主体や他の分野間のつながりづくり

文化芸術によるまちづくりを進めていくためには、担い手の育成や関係者（団体）間の連携を強化し、ネットワークを構築していく必要があります。これらの連携・協働をコーディネートする中間支援機能を創出するとともに、多様な主体や、多様な分野の連携・交流を促進させます。

【取組】

●中間支援機能の強化

主体的に活動したい人や団体等と市との連携・協働をコーディネートし、団体同士の連携が図られるよう、中間支援機能を担い活動している市内団体と連携することで、文化芸術振興における中間支援機能を強化するほか、既存の文化芸術関係団体に中間支援機能を担ってもらえるよう働きかけていきます。

●多様な主体や他の分野との連携・交流の促進

文化芸術は教育や福祉、観光などの他分野と連携することで、地域課題の解決に貢献することが期待されます。市の文化芸術活動拠点であるパルテノン多摩の活用のほか、多様な主体が連携するきっかけづくりに関する取組の検討を行い、市内の多様な主体や他の分野と連携・交流の取組の推進を図ります。

●文化芸術関係団体の交流の促進

市内には文化団体連合所属団体も含めて、文化芸術活動を行う団体が 200 団体以上あります。中間支援機能を担う団体と連携しながら、文化芸術関係団体の交流を促進します。

●文化芸術を通した高校生と地域の交流の促進

高校の美術部や吹奏楽部に所属する生徒からは、地域との交流を模索しており、様々な世代が関わり合えるまちになることを望む声がありました。文化芸術イベント開催や普段の活動等にあたって、市内高校の部活動との連携を促すため、高校生と地域とのマッチングを支援します。

●文化芸術を活用した大学等との協働事業

市内には複数の大学や専門学校があり、市内だけでなく近隣市からも学生が集まります。学生が主体となって市内の公共施設などを普段活動している人々の発表の場、交流・連携の場としても活用していくなど、市内の大学、あるいは文化芸術分野を専門とする学校等との連携を通して文化芸術の振興を推進します。

●多摩市全体で行う文化芸術イベントの実現

市民の文化芸術への関心を深めるとともに、団体同士のネットワーク形成を促すため、市内全体で、文化芸術を盛り上げる期間を設定するなどし、市主催の多摩市民文化祭をはじめ、民間事業者主催の TAMATAMA フェスやランタンフェスのほか、パルテノン多摩や文化財施設、コミュニティセンターや商店街等の地域で実施されるイベント等、市内の各地域で

行われているイベントに一体感やつながりを持たせ、広報宣伝する取組の実現に向けて、実施手法などの検討を進めます。

(事業)

- ・文化団体連合
- ・パルテ、公民館、児童館、KITAKAI さんぽ 館の各文化事業

施策 G 地域アーティスト、クリエイター等と連携した文化芸術の振興

これまでにつながりが無かった、市内に居住、活動しているアーティスト、クリエイターとの連携を図り、新たな文化芸術の振興を図ります。

【取組】

●地域アーティスト、クリエイター等への活動の場の創出支援

市内で文化芸術活動を行うアーティストは数多くいます。アーティストやクリエイターが主体的に、自ら恒常的に活動をするための場づくりの支援に向けて具体的な検討を進めます。

●若いアーティスト、クリエイター等への支援事業

市内には多様な若いアーティストが居住していますが、もっと情報やつながりを欲している人もいます。それらをつなぐネットワークや提供するための仕組み（プラットフォーム）の形成によってそれぞれの力を地域で発揮できるよう支援するため、具体的な検討を進めます。

●中間支援機能の強化（再掲）

主体的に活動したい人や団体等と市との連携・協働をコーディネートし、団体同士の連携が図られるよう、中間支援機能を担い活動している市内団体と連携することで、文化芸術振興における中間支援機能を強化するほか、既存の文化芸術関係団体に中間支援機能を担ってもらえるよう働きかけていきます。

(事業)

既存事業なし

5 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

1) 庁内体制

本計画では、条例に記載のとおり、文化芸術の振興が市民の生活の充実や質の向上、地域の活性化等に資するものであることを認識し、教育、福祉、観光など幅広い分野を対象として、総合的に文化芸術施策を推進することを目指しています。

文化芸術基本法においても、文化芸術のみを振興するのではなく、他の行政分野と連携して総合的に推進するとされています。

本計画の推進に当たっては、文化芸術の範囲を広く捉え、庁内における関係部署との連携・協力をしながら取組みを進めていきます。

2) 多摩市文化芸術推進委員会

条例第8条の規定に則り、計画の進捗状況と各施策の評価を行うために多摩市文化芸術推進委員会（以下、推進委員会という。）を令和7年度に設置する予定です。委員会の構成委員については、文化芸術に関する専門的な知識をもって議論を進めることを要するため、多摩市の文化芸術活動に詳しい又は経験を有する市民、文化芸術の専門家（学識経験者）を必須とし、必要に応じて他の委員をもって構成します。

(2) 計画の推進に向けた各主体の役割

計画の推進にあたっては、行政のみならず、市の文化振興を担うために設立された市の外郭管理団体である多摩市文化振興財団のほか、アーティスト・市民文化団体・NPO等の多様な主体の積極的な活動が必要です。それぞれが本市で担う役割を記載します。

1) 市の役割

市は、主に以下の役割を担います

- ・文化芸術分野にとどまらず他行政分野と連携した計画の推進、および計画の進行管理
- ・多様な文化芸術の鑑賞や活動の場の提供
- ・文化芸術の継承又は普及、情報発信等に関する環境整備
- ・文化芸術の振興を図るため、市民、市民文化団体、企業との連携強化の推進

2) 多摩市文化振興財団の役割

3) アーティスト・市民文化団体・NPO等

文化芸術の担い手として自主的に創造性を発揮し、文化芸術の継承や新しい文化芸術を創造するとともに、市民に文化芸術の鑑賞や活動の機会を提供する役割があります。

また、様々な地域課題に対して、文化芸術活動により解決を図ることが期待されます。

4) 企業

文化芸術に対する社会貢献や賛助活動など、文化芸術活動を支援する役割が期待されます。また、文化芸術活動の実施や文化芸術活動の発信などの役割のほか、文化芸術の創造性を活用し、まちの活性化にも資するような、新しい産業の創出が期待されます

資料編

資料1 計画策定経過

(条例、ビジョン、計画)

資料2 多摩市文化芸術振興計画有識者会議

(1) 設置要綱 (2) 委員名簿

資料3 多摩市文化芸術振興計画策定委員会

(1) 設置要綱 (2) 委員名簿

資料4 市民アンケート結果

(1) 市民アンケート調査 (15 歳以上)

1) 調査の概要

■調査名

文化芸術に関するアンケート調査について

■調査対象

15 歳以上

■調査期間

2024 年 4 月 15 日 (月) から 2024 年 6 月 5 日 (水) まで

■調査目的

市民の文化芸術活動の実態やニーズ、市の文化芸術振興施策への期待を把握し、令和 7 年度から「多摩市文化芸術振興計画」策定のための基礎資料とするため。

■調査の手法

- ・ URL、二次元コードで誘導される WE B の回答専用フォーム
- ・ 公共施設（市役所本庁舎、公民館、KITAKAI さんぽ館、パルテノン多摩）におけるアンケート案内チラシおよび回答用紙、回収 BOX の設置
- ・ 無作為抽出により、15 歳～39 歳の住民へアンケート案内チラシを送付
- ・ 市内の小中学校や近隣大学へのアンケート案内チラシ配布 等

■調査の内容

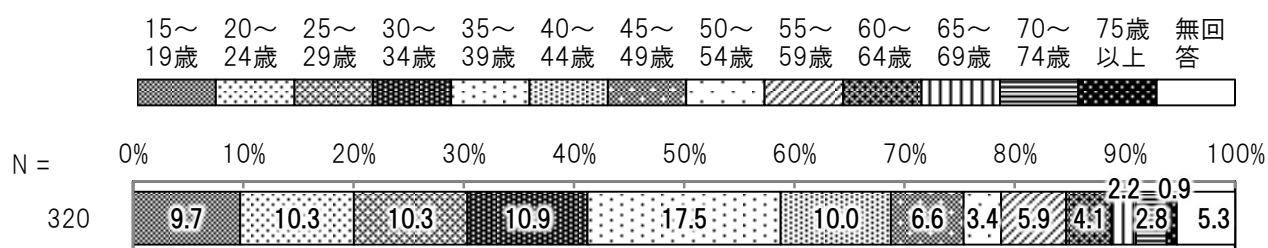
- ・ 回答者の属性
- ・ 文化芸術に関する活動について
- ・ 多摩市の文化芸術について
- ・ 子どもの文化芸術について
- ・ 自由回答

■回答状況

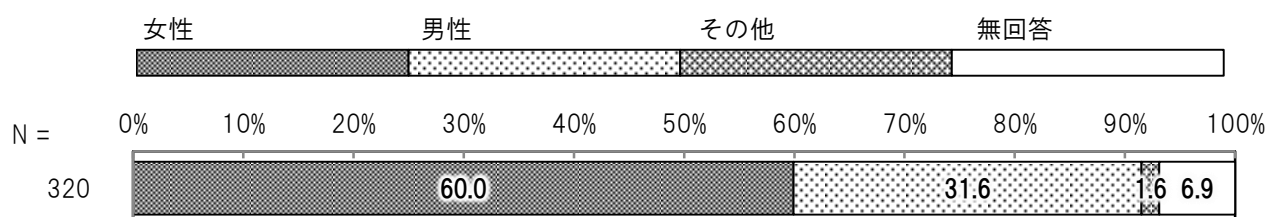
有効回答数 320 件

2) 調査の結果

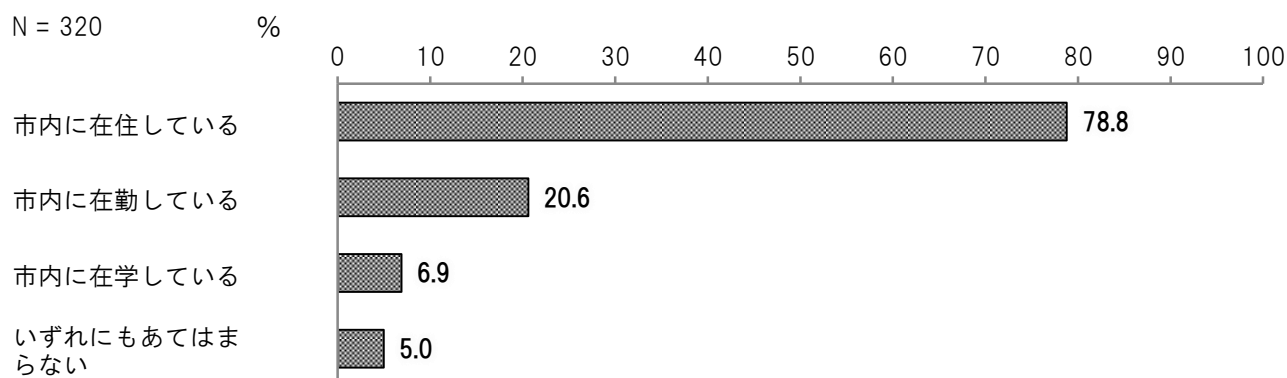
問 あなたの年齢は次のうちどれにあたりますか。



問 あなたの性別は次のうちどれにあたりますか。

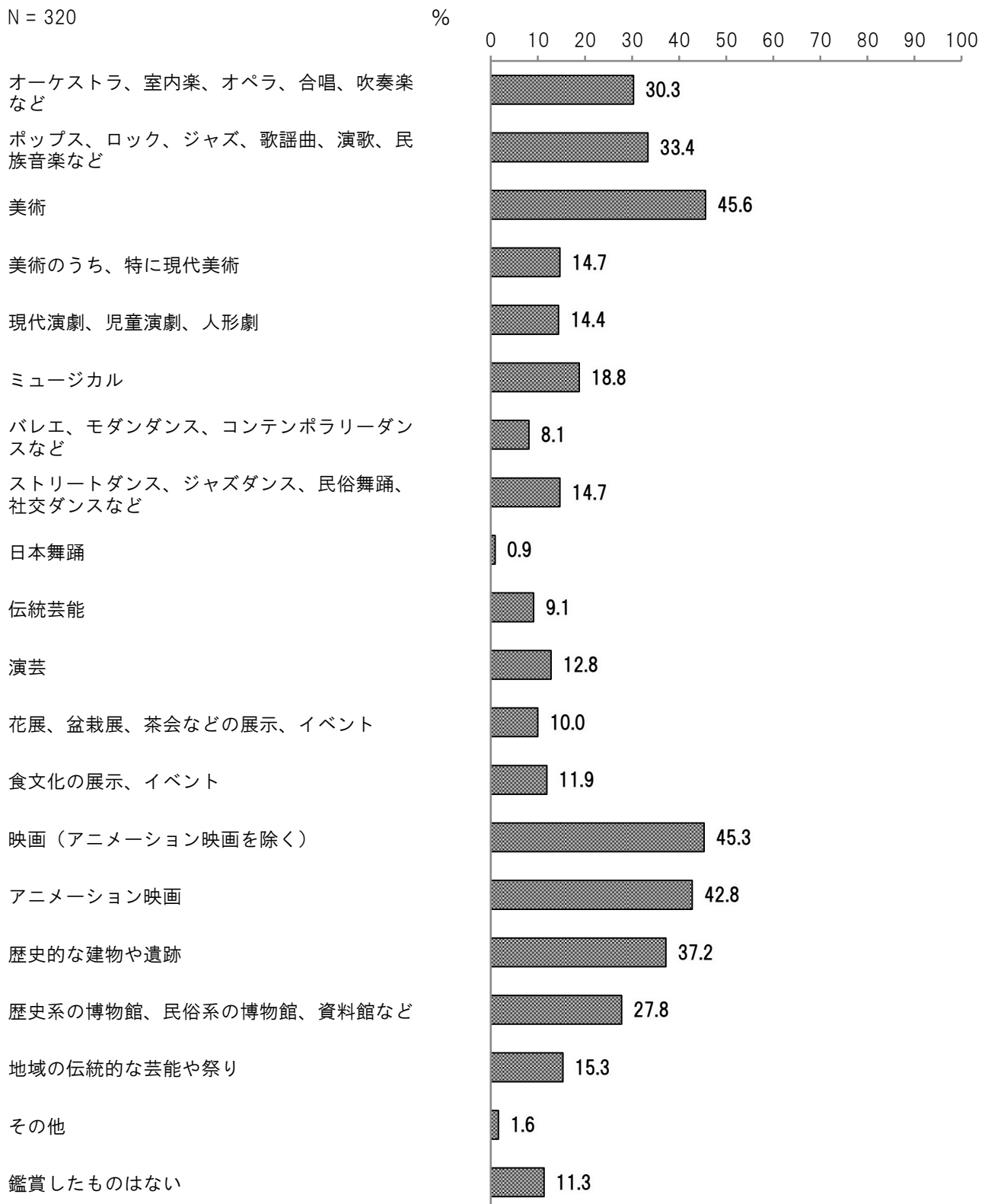


問 あなたは、次の内どれにあてはまりますか。(○はいくつでも)



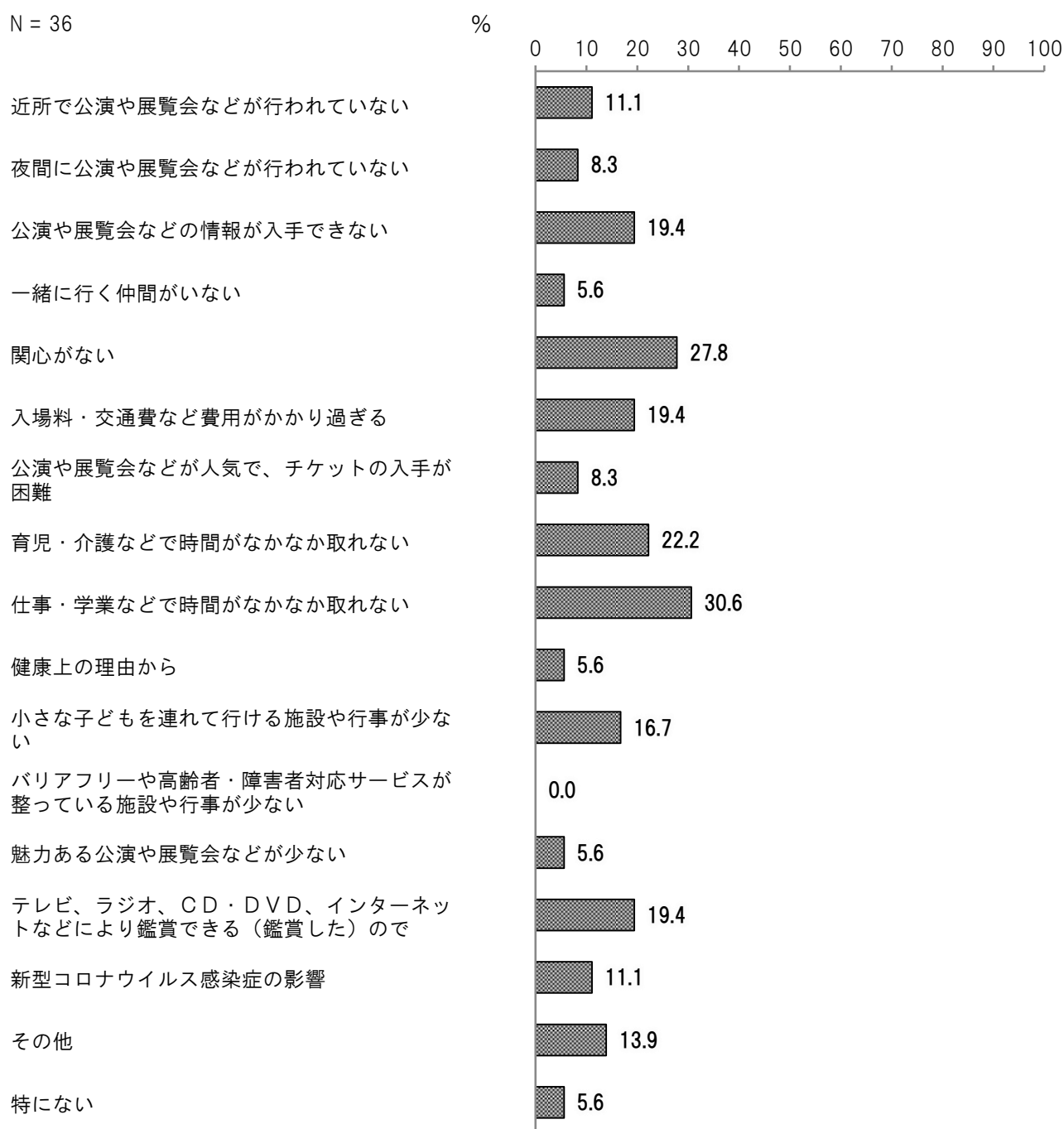
問 あなたは、この1年間に、コンサートや美術展、映画、歴史的な文化財、アートや音楽のフェスティバル等の文化芸術イベントを直接鑑賞（テレビ、ラジオ、CD・DVD、インターネット配信等での視聴を除く鑑賞）をしたことはありますか。（〇はいくつでも）

N = 320

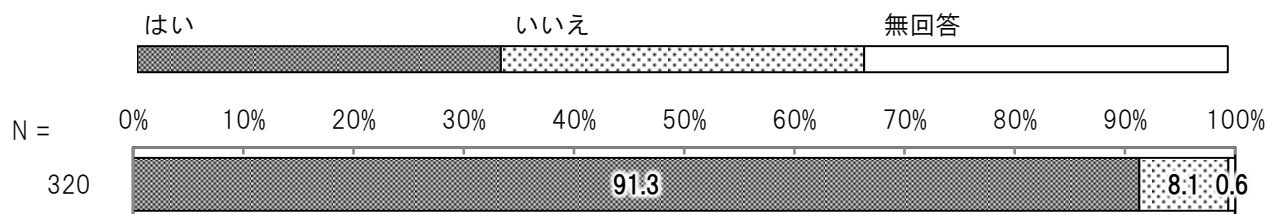


問 あなたは、この1年間に、直接鑑賞しなかった理由は何ですか。(○はいくつでも)

N = 36

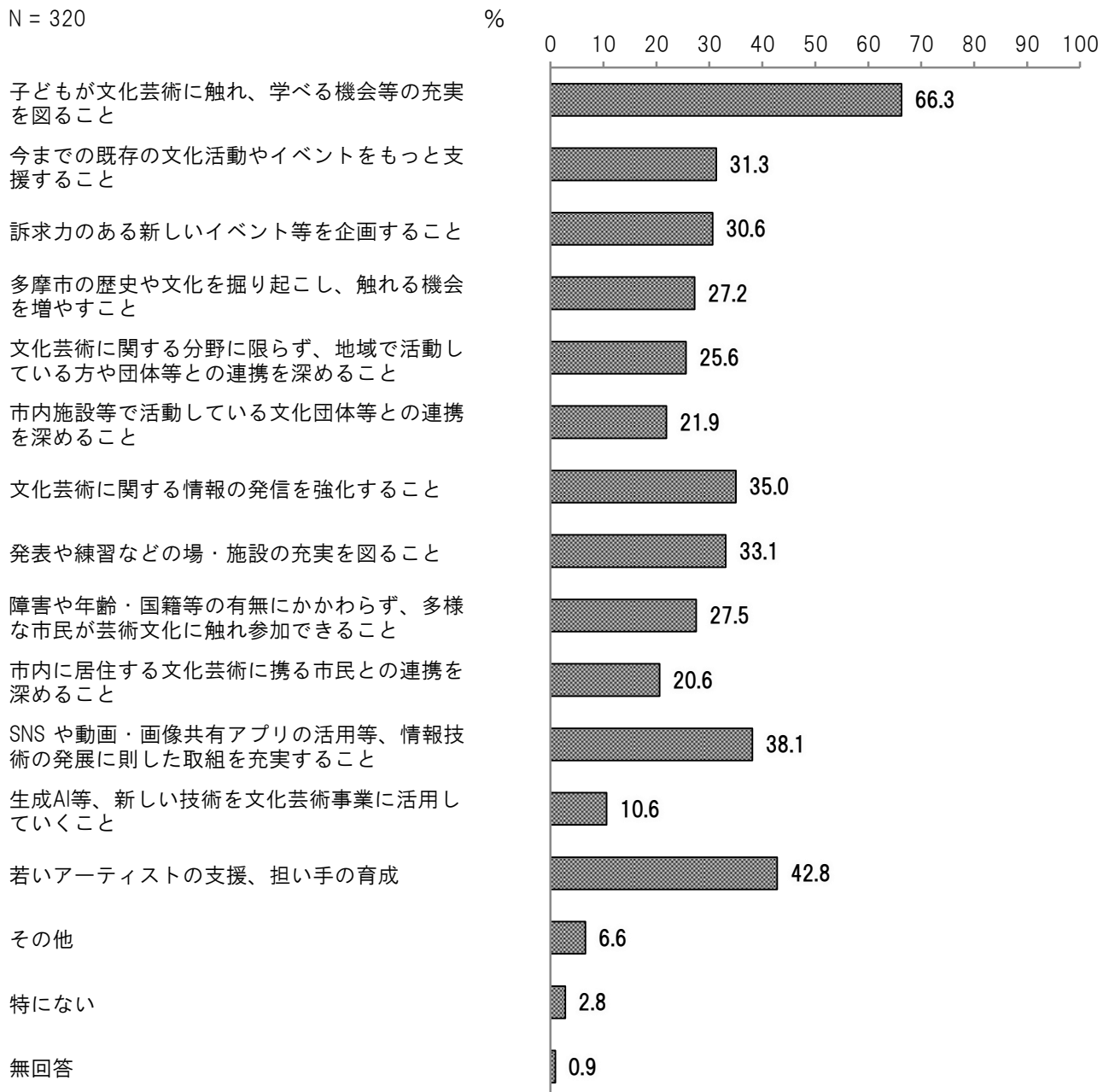


問 あなたは子ども（18歳未満）のころに文化芸術体験を経験しましたか。



問 今後、市内での文化芸術を発展させるためには、多摩市はどのような施策に力を入れていくのが良いと思いますか。(〇はいくつでも)

N = 320

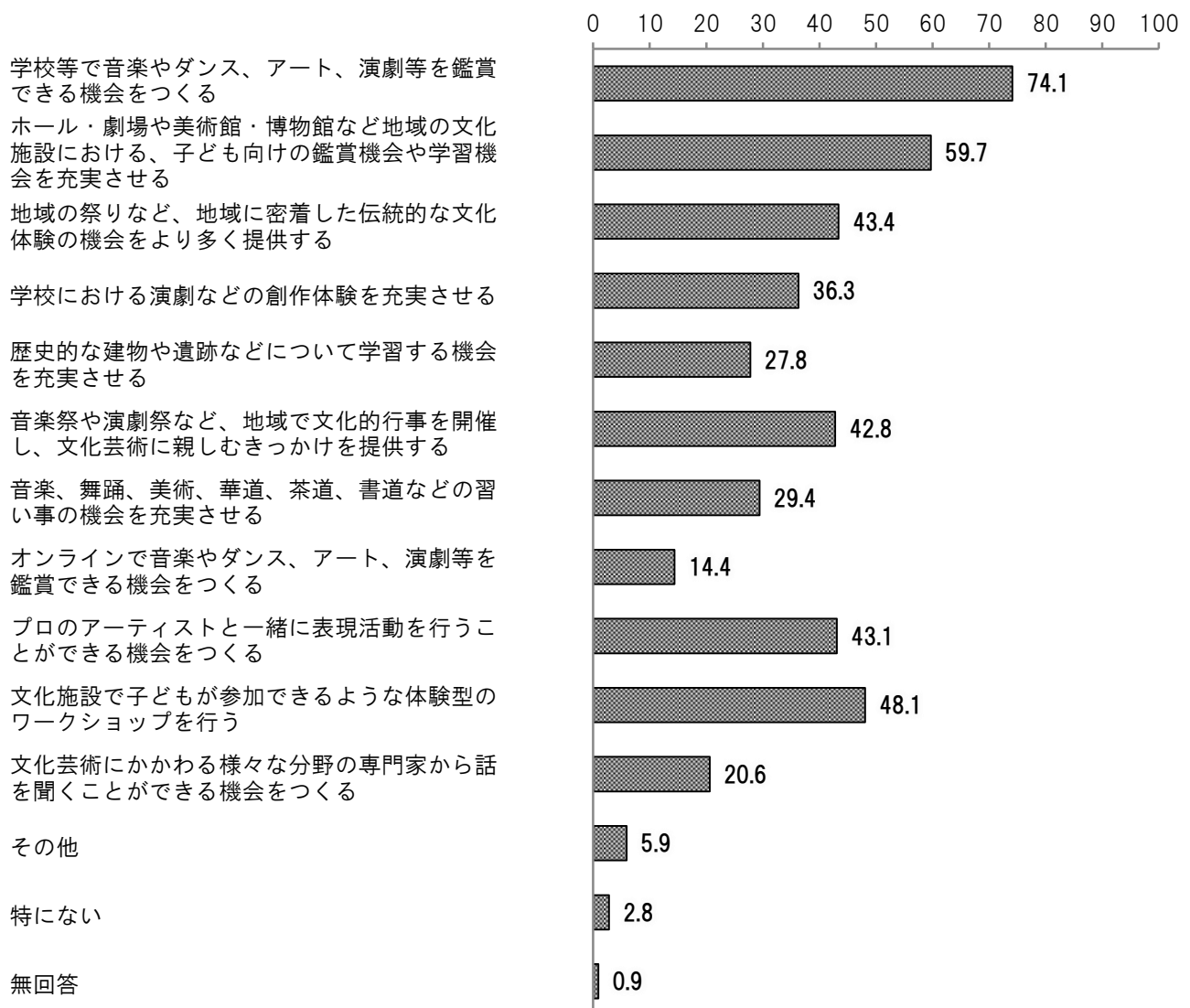


問 子どもの頃から文化芸術に触れるためにはどのような取り組みが必要だと思いますか。

(〇はいくつでも)

N = 320

%



（２）高校生ヒアリング調査

１）調査の概要

■調査名

文化芸術に関する高校生へのヒアリング調査について

■調査対象

多摩大学付属聖ヶ丘高等学校

■実施日

2024 年 4 月 17 日（水）、5 月 15 日（水）

■調査目的

多摩市内の高等学校に通う高校生の文化芸術活動のニーズ、文化芸術について理想とするまちの姿を把握し、令和 7 年度から「多摩市文化芸術振興計画」策定のための基礎資料とするため。

■調査の手法

市職員による聞き取り調査

私はアート＆カルチャーの力で
街と人を装飾して
多摩市を美しく
したい!

私はアート＆カルチャーの力で
フェスやパーティなどのイベン
トをして多摩市を様々な世代が
関わり合える街にしたい!

私はアート＆カルチャーの力で
地域の美術部や吹奏楽部の中高
生と地域の方が交流できるイベ
ントをして、多摩市を人々が繋
がれるようにしたい



私はアート＆カルチャーの力で
流行を産み出して
多摩市を「意外と特急停まるん
だ」と言われなくようにしたい!

私はアート＆カルチャーの力で
キャラクターやアニメ、漫画が
あふれる街にして多摩市を若者
や外国人にウケる街にしたい!

私はアート＆カルチャーの力で
多種多様な芸術であふれさせて
多摩市を色々な価値観を持った
人がみんな笑顔になれるように
したい!

カリスマ起業家が新たに能のサービスを展開。何をした？

VRを用いてどこでも鑑賞できるようにした

突然 GAFA から 500 億円の出資が。文化芸術活動の何に使う？

衰退しつつある日本の伝統芸術に資金援助する

坂本竜馬が現代にタイムスリップ。どうやって茶道に革新を起こした？

お茶を世界中に広めて心を落ち着かせて、世界から争いを無くした



高校生の間で民謡が大バズり。何をした？

ニュース、インターネットの流行、ポップスや恋愛要素を取り入れた

2028 年文化芸術プロリーグ BKGJ リーグが始動。チェアマンのあなたの戦略は？

オーディション番組のように様々なジャンルで勝抜き対決

超高度な生成 AI ARTGpt に聞いてみた「人類にとって文化芸術とは？」

創造と破壊

資料5 文化芸術団体ヒアリング結果

資料6 施策別事業一覧

資料7 多摩市みんなの文化芸術条例

資料8 文化芸術基本法

資料9 関連計画等一覧

多摩市文化芸術振興計画 骨子案たたき台
令和 7（2025）年度～令和 16（2034）年度

発 行：多摩市
編 集：多摩市 くらしと文化部
文化・生涯学習推進課
〒206-8666
東京都多摩市関戸 6-12-1
TEL 042-375-8111
